

Q & A

	質問内容	回答
自宅再建	<p>次の状況で、まだ未契約ですが、 契約書は必須ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • まだ見積書もしくは仮契約書の段階 • ローン予定だが銀行の融資が決定しない • 遺産相続で話がまとまらず契約できない • 建築会社から着工まで時間がかかるため、まだ契約できないと言われている • 隣接地や道路対向者との境界立会いに時間がかかり、契約ができない • 公共事業ではなく、自分で宅地の復旧等を行うため復旧工事の契約は取り交わしたが、まだ住宅の契約はできていない • 下水道整備工事の予定があり、その工事を待ってから契約したい 	<p>契約書は必須です。 延長は、住宅の建築請負契約書を取り交わして完成時期が明確で、資金面なども含めて再建の目処が立っていることが条件になります。</p>
	<p>契約締結済みですが、次の状況の場合、 延長は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ローンを組まず、親戚から建築費を借り入れて建築する予定 • 契約後、実際に着工するまで時間がかかる • 契約書の工事期間がずれ込んでいる 	<p>個別で状況を確認し判断します 窓口で詳細を確認させていただきます。 また、追加で資料等の提出が必要になる場合があります。</p>
	<p>公共事業の工期が未定で、今後の見通しが立たないが、延長は認められますか。</p>	<p>個別で状況を確認し判断します なお、公共事業の工期に関係なく自宅再建が可能な場合は認められません。</p>
民間賃貸住宅	<p>再建先として、低家賃の民間賃貸住宅を探していますが、見つからない場合、延長要件に該当しますか。</p>	<p>該当しません 供与期間満了までにご自身で再建先の確保が必要です。 ※物件を探される際は、本庁13階「伴走型住まい確保支援室（096-328-2983）」をご活用ください。</p>
公営住宅	<p>公営住宅の申込み後、物件の紹介を受けたが希望に合わず断りました。希望に合った別の公営住宅の紹介を受けるまで待つ場合、延長要件に該当しますか。</p>	<p>該当しません 公営住宅は、児童や障がい者等がいる世帯へ優先的に物件を提供しており、必ずしも希望に合った物件を紹介できるわけではありません。紹介を受けた物件に転居しない場合、ご自身で再建先の確保が必要です。</p>
その他	<p>延長の要件が見直されたのはなぜですか。</p>	<p>民間賃貸住宅の空き物件の確保状況等が改善してきたことが理由です。ただし、年度末など物件が枯渇する時期もあるため、早めに再建先を確保してください。</p>
	<p>延長要件で、「上記のほか、自己の都合によらない真にやむをえない理由」とは、どういう場合が想定されますか。</p>	<p>自宅の建設中に建設会社の倒産や自然災害等によって工事中止になり、供与期間中に急遽退去できなくなった状況など、自己都合によらず、やむを得ず再建が止まった場合などを想定しています。個別に詳細を聞き取り、県と協議して判断することとなります。</p>